

浜田市議会議長
澁谷 幹雄 様

教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な 意思決定 手続の確保を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

請願の趣旨

市の教育・スポーツ施設は、市民の学習権、健康増進及び文化的活動の基盤となる公共施設であり、その設置、改廃や機能転用は、市民生活に長期的かつ重大な影響を及ぼすものである。

このため、施設の設置、改廃や機能転用に当たっては、関係法令に基づき、市長部局から独立した合議体としての教育委員会による十分な審議を経た上で議会や市民に方向性が示され、市議会においても十分な審議が行われた上で、教育委員会合議体として方針決定を行うことが不可欠である。

しかしながら、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続が、必ずしもこれらの手続きを経て行われていないという重大な問題が生じている。

よって、今後教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続の適正性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

請願の理由

教育・スポーツ施設の設置、管理及び運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が合議体として所掌する重要な事項である。

スポーツ施設の改廃や機能転用といった判断については、教育委員会における十分な審議の上での意思決定が必要である。ところが、浜田市のスポーツ施設であるサン・ビレッジ浜田アイススケート場について、当該施設の施設整備の方向性に関する意思決定が、合議体としての教育委員会への十分な情報提供や、同委員会による実質的な審議・意思決定を経ることなく、令和6年7月に市長によって行われ、その後関連予算の上程が行われていることが明らかである。合議体としての教育委員会が方針決定しなければならない事項を市長が決定し、教育委員会は令和7年11



月になって、違法状態を治癒するために教育委員会臨時会において市長の方針決定を追認する議決を行っている。しかしこの臨時会は7分間で終了しており、事前に報告書に事実では無い内容が含まれていることや、コンサルと市の職員が納品日について偽装していることについて通報があったにもかかわらず、通報に関する事実確認や実質的な審議が行われた記録がない。

教育・スポーツ施設は、一度廃止や機能転用されれば後戻りが困難であり、市民生活に与える影響も極めて大きい。

したがって、利用者や市民の意見を十分に把握し、合議体としての教育委員会及び市議会において実質的な審議が尽くされる手続を確保することが不可欠である。

請願事項

1. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する方針については、教育委員会が合議体として十分な審議を行い、市議会や市民がその意思決定の過程及び内容が明確に確認できるよう記録し保存すること。
2. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する重要な判断については、市長による先行的な方針決定が行われることのないよう、合議体としての教育委員会における実質的な審議と市議会や市民への説明を経て決定される手続を確保すること。
3. 今後、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定が、合議体としての教育委員会の十分な審議と議決を経ないまま関連予算の上程などが進められることのないよう、市長および教育委員会において再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますよう請願いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛